

在宅医療・介護連携促進事業の取り組み【福岡県】

(概要)

・医療と介護の両方を必要とする在宅高齢者等に対して在宅医療・介護サービスを一体的に提供できるよう、市町村が中心となって、郡市区医師会と緊密に連携したサービスの提供体制を構築する。

(実施主体)

- ・福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係
092-643-3275
korei@pref.fukuoka.lg.jp
- ・福岡県の在宅医療に係る指標（H30.4.1）

在宅療養支援診療所数	783カ所
在宅療養歯科支援診療所	537カ所
訪問看護ステーション数	541カ所
訪問診療を受けた患者数	24,656人/月

（H28年度NDBデータ）

在宅死亡率 16.7%（H29年度）全国順位45位

(取組内容等)

- (1) 地域在宅医療支援センター機能強化事業
県の地域在宅医療支援センター（県内9カ所）に、郡市区医師会との協議・調整等を行う「在宅医療・介護連携支援員」を配置し、市町村による在宅医療・介護連携事業の推進を支援する。
- (2) 在宅医療・介護連携従事者支援事業
郡市区医師会に配置されている「在宅医療・介護連携従事者」の資質向上を図るため、県が研修等を実施する。
 - ・フォローアップ研修の実施
研修内容：在宅医療の最新動向、先進事例紹介、介護保険制度の動向等
 - ・在宅医療・介護連携に係る知識経験を有する者をアドバイザーとして派遣
- (3) 在宅医療提供体制充実強化事業
郡市区医師会が実施する次の取組について、県が財政的な支援を行う。
 - ・在宅医療充実強化のためのルールづくり（夜間休日・容態急変時の対応等のルール）
 - ・在宅医療関係者に対する研修等の実施（医師や看護師などの同行訪問研修）
 - ・在宅医療・介護連携に関する広域的事業の実施（とびうめネット※を使った多職種連携の推進など）

（※）迅速で適切な医療を提供するための県医師会の情報ネットワーク（別紙参照）